附則第八条第一項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項」に、「第四十二条の四第三項若しくは第四項」を「第四十二条の四第六項」に改め、同条第十一項を同条第十五項とし、同条第十項中「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に、「及び第六十八条の十五の五」を「及び第六十八条の十五の六」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の五第一項」に、「及び第四十二条の十二の四」を「及び第四十二条の十二の五」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十二項とし、同条第五項から第七項までを四項ずつ繰り下げ、同条第四項中「から」を削り、「第六十八条の十四の二」を「第六十八条の十四の三まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第四十二条の十一の二第二項」を「第四十二条の十一の三第二項」に、「第四十二条の十一の二（」を「第四十二条の十一の三（」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第六十八条の九第三項に」を「第六十八条の九第三項に、」に、「によつて」を「により」に、「第六十八条の九第二項から第四項まで」を「第六十八条の九第三項又は第六項」に改め、「のいずれか」を削り、「並びに租税特別措置法第六十八条の九」を「第六十八条の九」に、「並びに租税特別措置法」を「第六十八条の九第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4　中小連結親法人等の平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、前項の規定の適用については、同項中「又は第六項」とあるのは「同条第四項又は第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六項又は第七項」と、「「第六十八条の九第一項」とあるのは「第六十八条の九第一項及び第二項」とする。

5　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十一の二第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十一の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一の三」とあるのは、「第四十二条の十一の三」とする。

6　中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十四の三第二項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「から第六十八条の十五の三」とあるのは、「、第六十八条の十四の二、第六十八条の十五から第六十八条の十五の三」とする。

2　中小企業者等の平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、前項の規定の適用については、同項中「又は同法第四十二条の四第六項」とあるのは「（同法第四十二条の四第四項又は第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同法第四十二条の四第六項若しくは第七項」と、「「第四十二条の四第一項」とあるのは「「第四十二条の四第一項及び第二項」と、「及び第四十二条の十二の五」とあるのは「並びに第四十二条の十二の五」とする。

附則第八条の二第一項中「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同条第三項中「第六十八条の十五の四第五項」を「第六十八条の十五の五第五項」に改める。

附則第八条の二の二第二項中「、第二十二項」を「の規定による申告書（前項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第二十二項」に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。）」を、「控除する金額」の下に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削り、同条第五項中「、第二十二項」を「の規定による申告書（第三項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第二十二項」に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。）」を、「控除する金額」の下に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削り、同条第八項中「第二十二項」を「の規定による申告書（前項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第二十二項」に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。）」を、「控除する金額」の下に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削り、同条第十一項中「、第二十二項」を「の規定による申告書（第九項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第二十二項」に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。）」を、「控除する金額」の下に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削る。

附則第九条第三項及び第八項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「第四十二条の十二の四第二項第三号」を「第四十二条の十二の五第二項第三号」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の四第二項第六号」を「第四十二条の十二の五第二項第六号」に改め、同項第二号中「第四十二条の十二の四第二項第七号」を「第四十二条の十二の五第二項第八号」に、「が同項第八号」を「から同項第九号」に、「超える」を「控除した金額の当該比較平均給与等支給額に対する割合が百分の二以上である」に改め、同条第十四項中「第六十八条の十五の五第二項第三号」を「第六十八条の十五の六第二項第三号」に改め、同項第一号中「第六十八条の十五の五第二項第六号」を「第六十八条の十五の六第二項第六号」に改め、同項第二号中「第六十八条の十五の五第二項第七号」を「第六十八条の十五の六第二項第八号」に、「が同項第八号」を「から同項第九号」に、「超える」を「控除した金額の当該比較平均給与等支給額に対する割合が百分の二以上である」に改め、同条第十八項中「若しくは第七十二条の二十八第一項」を「又は第七十二条の二十八第一項」に、「申告書」を「申告書（第十三項又は第十四項の規定により控除を受ける金額を増加させる」に改め、「更正請求書」の下に「を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」を、「控除されるべき金額」の下に「の計算の基礎となる雇用者給与等支給増加額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削り、同条第十九項中「ものを」を「金額を」に改め、同条に次の二項を加える。

20　株式会社民間資金等活用事業推進機構に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

21　原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十五条の三第一項に規定する廃炉等実施認定事業者が電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者又は同項第九号に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五条の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額の交付を受ける場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第九条の二中「、同条第七項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第一項（附則第九条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び第二項並びに第三項（附則第九条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」と、同条第八項中「前項」とあるのは「前項（附則第九条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と」を削り、「年八百万円（当該法人の当該事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十四の七第四項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。）以下の部分の金額と年八百万円」とあるのは「年十億円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、附則第九条の二の規定により読み替えられた第七十二条の二十四の七第四項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。）以下の部分の金額と年十